

学・会・近・況 セッション企画3

Reorganization of States in India

井坂理穂

インドでは1950年代に大規模な州再編が行われたが、それ以降も各地で新たな州創設を要求する動きや州境をめぐる対立が続いた。最近では、2009年にテランガーナー地方の分離要求をめぐり政治的混乱が生じ、事態収拾に向けてインド政府が乗り出したことが話題となった。本セッションは、このような近年の状況を念頭におきながら、独立後にインドにおいて州がどのように再編されてきたのかを検討することを目的に企画された。州再編の歴史には、ナショナリズムと地域アイデンティティの形成過程やその相互関係、連邦と州の関係が反映されているほか、地域と言語、地域と地域（異なる層の「地域」を含む）、地域内の諸集団間の関係など、多くの要素が絡みあっている。また、その過程を明らかにするうえでは、政治・経済・社会の諸側面からの分析が必要である。本セッションにおける4名の報告は、それぞれ全インド、グジャラート州、オリッサ（現オディシャー）州、アーンドラ・プラデーシュ州という異なる地域を対象としながら、こうした諸要素の絡み合いを複数の角度から明らかにすることを試みたものであった。そこではとりわけ、独立後の州再編過程のなかでいかなる問題が取り残され、そのことが現在の状況にどのような影響を与えているのかに関心が向けられた。州再編をめぐる問題は、国民会議派その他の全国政党の支配力が弱まり、州政治の動向がインド政治に与える影響が増している今日、ますます重要性をもつと思われる。

以下、各報告の内容を要約する。第一報告は、Gyanesh Kudaisya, “Beyond the Linguistic Principle: Revisiting the Politics of States Reorganization in India, 1953-1956”（「言語原則を超えて—1953-1956年のインド州再編をめぐる政治を振り返る—」）であった。本報告ではまず、独立後のインド連邦において、言語や文化の一体性、資源分配の

公平性などを根拠としながら、各地で州再編要求運動が起こっていた状況が総括的に論じられた。そのうえで報告者は、1953年にインド政府が任命した州再編委員会の特徴や役割、同組織に寄せられていた州再編に関する膨大な数の意見書の存在に着目した。とりわけここでは、西ベンガル・ビハール州連合構想や、ボンベイ州再編をめぐるアンベードカルの見解をはじめ、言語を基準として州を創設することを批判し、言語州とは異なるかたちで州を再編することを主張する意見も出されていたことが指摘され、これらが現在の州のあり方を相対化するための手がかりとなることが示された。本報告を通じて強調されたのは、1950年代の州再編時に退けられた提言や選択肢を再検討することで、今日の州再編問題を理解するうえでの重要な示唆が得られるとの見解であった。

続く第二報告、井坂理穂「独立後のグジャラートにおける『殉死者』をめぐる記憶」は、1950年代後半に展開されたグジャラート州創設要求運動（マハー・グジャラート運動）を分析したものであった。ここでは、それまでグジャラート地方において低調であった新州創設要求が、警察の発砲によって生じた死を契機として勢いを増したことに着目し、運動の指導者たちがこれらの死を言語州創設のための「殉死」として位置づけ、政治的に利用するなかで、ボンベイ州をマハーラーシュトラ州、グジャラート州へと解体する動きが加速化されたことが論じられた。この過程は同時に、それまでにボンベイ州解体の最大の障害としてとらえられていたボンベイ市の帰属問題が周縁化される過程でもあった。報告者は、それまでグジャラティー語話者の間で、言語に基づいて州を再編することで、ボンベイ市がマハーラーシュトラ州に「奪われる」ことを警戒する声が強く存在したことを指摘し、そのために彼らの間では、ボンベイ市を別個の独立した行政単位とする案や、ボンベイ州の枠組みを維持する案が支持を集めていたことを強調した。しかしながら、警察による銃撃事件で死者が出ると、州創設要求運動の指導者たちは、これをもとに「殉死」の言説を展開し、言語州を求めて非暴力運動を展開する民衆と、彼らを武力で抑圧する非民主的な政府という対立構図を示すことで、広範な社会層の支持を得ることに成功する。この結果、ボンベイ州分割を拒否する会議派内部の諸勢力やインド政府は大きな圧力にさらされ、まもなくそれまでの方針を転換し、マハーラーシュトラ州、グジャラート州創設を決断するにいたる。両州が誕生した後には、それぞ

れの州に政府の許可のもとに「殉死者」の碑が建設され、言語州設立の歴史は、人々の言語に対する愛着を背景とした必然的な流れであったかに提示されていくことになる。本報告は、これらの州成立をめぐる語りが構築された状況を明らかにすることで、1950年代の州再編過程が、言語に基づく州のあり方ばかりでなく、それ以外の様々な選択肢や方向性を含んでいたことを示し、第一報告の議論と呼应したものとなった。

第三報告は、杉本浄「インド独立後の州再編の動きとオリッサ州」であった。この報告では、植民地期におけるオリッサ州成立の過程や、独立後の再編の動きが通時的に述べられたうえで、2000年前後から現在にいたるまで継続している新たな州創設を求める運動に焦点があてられた。1936年に改正されたインド統治法の施行により誕生したオリッサ州は、インド独立後の1947年から48年にかけて丘陵地域にある24の藩王国が併合されたことで、現在のような境界線をもつにいたる。1953年の州再編委員会設立後には、ビハール、アーンドラとの間で州境をめぐる議論が起こったが、このときには境界線は変更されずに終わった。こうしてこの地域における州再編問題は決着したかに思われたが、2000年にオリッサ州に接するかたちでジャールカンド州とチャッティースガル州が新たに創設されると、再び境界問題や州再編をめぐる議論が活発化しはじめる。杉本報告は、これらの近年の議論のなかから、西部丘陵部の諸県を統合するコーサラ州創設要求の高まりに焦点をあてた。この運動は、もともと独立後に藩王国併合が議論された際に、東部藩王国連合を「ヒラクド州」とすることをバトナ藩王が提案したことにはじまっている。コーサラ州創設要求の根拠として挙げられているのは、西部丘陵部の言語の同一性や歴史の一体性、および海岸平野部との経済・社会的格差である。コーサラ運動の勢力はいまだに限定的であるとはいえ、彼らはアーンドラ・プラデーシュ州のテランガーナー運動から戦術を学びつつ、1998年に設立されたコーサラ統一戦線（KEM）を中心に活動を継続している。運動の指導者たちは、コーサラ語普及、コーサラ文化の啓蒙活動、センサスの母語登録運動を行うことで、文化・言語アイデンティティを醸成しようと努めているが、報告者の見解では、西部丘陵部には歴史的・文化的背景を異にする地域・集団が含まれているため、その文化的一体性を主張することには限界がある。そのうえで報告者は、運動の重要な背景となっているのは、鉱物資源の豊富なこの地域の開発

に対する人々の関心であると主張し、ここに新州を設立し現地の人々が政策や開発に直接関わることで、発展の速度を高められるとの期待感があることを指摘した。本セッションの他の報告と同様に、この報告においても、州再編問題を文化・言語的アイデンティティとの関係のみでとらえるのではなく、政治・経済的文脈のなかでとらえる必要性が示されている。

第四報告の山田桂子「テランガーナ分離運動の歴史と現状」は、テランガーナ地方の分離要求運動の歴史的背景を追ったうえで、2009年から本報告時までの運動の経緯やインド政府の対応を分析したものであった。2009年11月、テランガーナ州会議（TRS）の党首チャンドラシェーカラ・ラオがテランガーナ地方の分離州実現を求めて断食を始めると、間もなくこれに呼応するかたちで民衆レベルの運動が各地で発生した。この事態を受けて、12月にインド政府は、州議会の合意を条件に、アーンドラ・プラデーシュ州から新たにテランガーナ州を分離設置することを認めるとの声明を発表する。2010年には、インド政府によってこの問題を審議するためにシュリークリシュナ委員会が任命され、12月末にはその報告書が出された。この報告書では、最も望ましい選択肢として現状維持が提言される一方で、テランガーナ地方をめぐるこれまでの政治・経済・社会状況が論じられ、これらを背景として、州創設要求の掛け声のもとに様々な民衆運動が起こったことが示された。報告書はまた、現在のテランガーナ運動の盛り上がりがグローバル化以降の経済成長のなかで起きたものであることを指摘し、もはやテランガーナ地方に社会経済的後進性を認めることはできないと主張している。山田報告は委員会報告の分析とあわせて、州の創設を要求する「下からの」運動の様子について、当時のマスコミ報道をもとに画像をまじえながら紹介した。そのうえで、テランガーナ分離要求運動の全般的特徴を、州や国家との関係、会議派の役割、「言語原則」との関連から考察した。ここで報告者は、改めて1950年代の歴史的経緯を振り返り、1953年にアーンドラ州が創設された際にはテランガーナ地方は含まれておらず、1956年に全国的な州再編が行われる際に、アーンドラ州とテランガーナ地方の政治家間で「紳士協定」が結ばれたことで、現在のアーンドラ・プラデーシュ州が成立したことに注意を促した。すなわちこうした州創設時の経緯が、そもそも今の州のかたちが少数の政治家間で行われた密室の

駆け引きによる「どんでん返し」の結果にすぎないとの意識を生み、テランガーナ分離要求を後押しするものとなっているのである。報告者は最後に、テランガーナ運動は、「言語原則」による州のあり方を否定するものではなく、むしろ「サブ・リージョン」における「方言」への配慮やマイノリティ保護を主張することで、1956年当時よりもさらに綿密な「言語原則」の徹底を求めるものであると結論づけた。1950年代の州再編過程における論理が、現在の州創設要求運動にも依然として影響を与え続けていることを明らかにすることで、本報告もまた、今日の州再編問題を歴史的観点から再検討することの有効性を示すものであった。

註 各報告の要約は、報告要旨集に収録された報告者自身による要旨、当日に配布されたレジュメをもとに、井坂が取りまとめた。全体としての統一性をもたせるために、報告者の用いた表現を改めた箇所がある。

いさかりほ ●東京大学大学院総合文化研究科准教授